

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正

（県例規集登載）

県民生活交通課

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

林政課

○ 岡山県立森林公園の開園日

水産課

○ 漁船保険付保義務の消滅

水産課

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

県民生活交通課

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

〃

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

〃

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

治山課

○ 海岸保全基本計画の改訂の公表

水産課

○ 基本測量の実施

監理課

○ 浄水ケークの販売代金の収納事務の委託

総務企画課

【企業局】

○ 浄水ケークの販売代金の収納事務の委託

総務企画課

○ 浄水ケークの販売代金の収納事務の委託

総務企画課

【選挙管理委員会】

目次

担当課（室）

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

選挙管理委員会

○ 個人演説会等を開催することができる施設の異動

〃

◎岡山県告示第二百三十五号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

六を七とし、五を六とし、四を五とし、三の次に次のように加える。

四 平成二十六年度分の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金又は地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金の交付の対象となる路線

七の次に次のように加える。

八 平成二十六年度分の岡山県地域振興特定バス系統補助金の交付の対象となる路線

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

◎岡山県告示第二百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターすみれ

2 所在地

岡山県津山市靱保三三六番地一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社すみれ

2 所在地

岡山県津山市靱保三三六番地一〇

三 廃止年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇〇六

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

◎岡山県告示第二百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションくじば

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五〇九九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人緑十字会

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地の一四

三 廃止年月日

平成二十六年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三六〇五九〇〇〇八

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

◎岡山県告示第二百三十八号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の平成二十六年の開園日を同年四月二十四日とする。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第二百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十二年岡山県告示第二百八十八号（岡山加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年三月十八日限り、消滅した。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

〔二七四〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
高梁市	平成二十四年五月 ～ 平成二十六年二月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	中井町西方 の一部	平成二十六年四月四日
新見市	平成二十四年五月 ～ 平成二十六年二月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲西町畑木 の一部	平成二十六年四月四日
真庭市	平成二十四年七月 ～ 平成二十五年十二月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	江川の一部	平成二十六年四月四日
真庭市	平成二十四年七月 ～ 平成二十六年一月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	上市瀬の一部	平成二十六年四月四日
真庭市	平成二十四年七月 ～ 平成二十五年十二月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	蒜山下徳山 の一部	平成二十六年四月四日

里庄町	里庄町
平成二十六年二月	平成二十四年七月
地籍簿	地籍簿
一部	一部
大字新庄の	大字里見の
平成二十六年四月四日	平成二十六年四月四日

〔二七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八塔寺壽光庵

三 代表者の氏名

石原 高志

四 主たる事務所の所在地

備前市吉永町加賀美一二二〇番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く県内外の市民に対して、八塔寺ふるさと村の発展と蕎麦文化の普及と推進のための事業を行い、日本の伝統である蕎麦を生活の中に取り入れ、食文化及び食生活を豊かにすることを目的とする。

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

〔二七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希福祉会

三 代表者の氏名

政本 達郎

四 主たる事務所の所在地

津山市院庄九一〇番地

五 定款変更の内容

1 事業の廃止

次の特定非営利活動に係る事業を行わないこととする。

(1) 就労支援事業

(2) ファミリーサポートサービス事業

2 事業の変更

障害福祉サービス事業（就労継続支援B型、共同生活介護・共同生活援助）を障害福祉サービス事業（就労継続支援B型、共同生活援助）に改める。

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

〔二七七〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

七四八	勝英五二	番 登 号 録	
田中昇	森本三郎	名 氏 称 名 又 又は は	生 産 事 業 者
津山市加茂町小淵八四七番地	津山市西中九六三	住 所	
穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	内 生 産 事 業 の 容 容	
田中昇苗木 住所地に同 じ	森本三郎苗木 住所地に 同じ	事 業 所 名 称 及 在 地 び	

〔一七八〕海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第七項において準用する同条第六項の規定により、平成二十六年三月二十六日に改訂した岡山沿岸海岸保全基本計画に係る関係図書を岡山県庁県政情報室において公表する。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成26年4月15日 岡山県公報 第11576号

〔二七九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、矢掛町	基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	平成二十六年四月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年四月十五日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の所在地及び名称

倉敷市連島町連島二二六一―一三二

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二―三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

◎岡山県選管告示第十七号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年四月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表病院の項中

赤磐医師会病院

赤磐医師会病院
赤磐市立赤磐市民病院

赤磐市下市一八七一一
赤磐市松木六三三一

赤磐市下市一八七一一

に改める。

を

